

**南多摩地区特別支援学校(仮称)  
基本計画検討委員会報告書**

平成30年3月  
東京都教育委員会

## はじめに

東京都教育委員会は、平成29年2月に「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」を策定いたしました。

本計画では、都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加への適切な対応及び南多摩地区における企業就労の促進を目的として、南多摩地区特別支援学校（仮称）を設置し、高等部普通科及び高等部職能開発科を置くこととしています。

この計画の実現に向けて、東京都教育委員会は、関係学校長、保護者及び教育庁関係職員で構成する、南多摩地区特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会を設置し、教育課程、施設・設備の整備等について検討を行いました。

本報告書は、その検討結果を取りまとめたものです。

平成30年3月

東京都教育庁都立学校教育部

# 目 次

## 第1章 基本的枠組

1 基本的枠組	1
2 目指す学校	1
3 教育目標	2
4 教育目標を達成するための基本方針	2

## 第2章 教育課程

1 教育課程編成の基本的な考え方	3
2 教育課程編成の基本方針	3
3 各教科等の指導の重点	6
4 教育課程編成・実施上の留意事項	12
5 生活指導及び進路指導の重点	12
6 高等部普通科の作業学習の展開	14
7 年間総授業時数（例）	16
8 職能開発科 週当たりの授業時間数、週時程の例	17

## 第3章 地域に根ざした特別支援教育の充実

## 第4章 施設・設備の整備

1 施設・設備の整備の考え方	19
2 施設の概要	19
3 基本方針	19
4 施設の基本計画	19
5 施設一覧（例示）	20

## 参考資料

22

# 第1章 基本的枠組

## 1 基本的枠組

### (1) 設置目的

東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画に基づき、都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加への適切な対応及び南多摩地区における企業就労の促進を図るため、東京都八王子市鎌水に南多摩地区特別支援学校（仮称）を新設し、高等部普通科及び職能開発科を設置する。

### (2) 設置場所

東京都八王子市鎌水二丁目88番1

### (3) 設置学部等

知的障害教育部門高等部普通科、職能開発科を設置する。

### (4) 学校規模

33学級

### (5) 通学区域

通学区域は以下を基本とし、今後の生徒数の動向を見ながら、近隣の都立特別支援学校とも調整の上、設定する。

普通科：八王子市の一部、多摩市の一部及び町田市の一部

職能開発科：全都（入学者選考実施）

### (6) 設置予定日

平成36年4月1日

## 2 目指す学校

南多摩地区特別支援学校（仮称）は、平成29年2月に策定した東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画の基本理念である「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」の実現のため、次のような学校を目指していく。

- ・ 教職員の知的障害教育に関する専門性を高め、生徒の力を伸ばし、自立と社会参加を実現する学校
- ・ 普通科と職能開発科併設による重層的なキャリア教育・職業教育の推進と就労支援・進路指導を充実する学校
- ・ 地域の高等教育機関や企業等との連携を図り、芸術教育・ものづくり教育を充実する学校

### 3 教育目標

- (1) 主体的に学びに向かう態度を育てる。
- (2) 自ら考え、判断し、表現する力を育てる。
- (3) 社会に貢献し、役立つための力や働く力を育てる。

### 4 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 学校生活全体を通して、障害特性に応じた適切な指導を行い、自己が認められる喜びや達成感を多く味わえるように努め、主体的に取り組む態度を育成する。
- (2) 生徒一人一人が互いの人格を尊重する心や態度を育むことができるよう、人権尊重の精神に根ざした教育の充実を図る。
- (3) 日々の学校生活や学習活動を通して、保護者と連携し健全な日常生活や社会生活を送るための望ましい基本的生活習慣の確立を図る。
- (4) 学科間交流や部活動・生徒会活動などを通じた様々な人との関わり等により、社会生活の基本的なルール等の重要性やそれを守ることの必要性を自覚し遵守することなど規範意識を培う。
- (5) 学校卒業後の自立と社会参加を見据え、危険を回避する力や協力して自己及び他者の安全を守る態度を育成するため、通学路の安全マップの作成、情報端末等の適切な利用についての指導、防災訓練等を通して、安全意識や防災意識を培う。
- (6) 様々な学習活動や生活経験を通して、生徒の興味・関心を広げ、学ぶ楽しさや働く喜びを味わえるように工夫し、自ら活動しようとする意欲と問題解決能力の育成を図る。
- (7) 生徒理解に当たっては、標準化された発達検査等により、生徒一人一人の障害の状況や学習到達度等を的確に把握するとともに、生徒一人一人の性格・行動の特徴等を含めた「全体像」を適切に把握する。
- (8) 十分な生徒理解に基づく個別指導計画を作成し、保護者との共通理解の下、教育活動全般を通じて個に応じた指導の充実を図る。また、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を、関係機関との連携や学部・学年間の引継ぎ等に活用するとともに、個別移行支援計画を作成・活用するなどして、卒業後の生活への円滑な移行を支援する。
- (9) 段階に応じた働く体験や進路学習等を通して、社会に参加したり、貢献したりする意識や資質を育むとともに、生徒一人一人が自立と社会参加に向けてより良い進路選択ができるよう、ガイダンス機能の充実を図る。
- (10) 地域の社会資源を有効に活用した学習活動を意図的に計画し、社会参加に向けたより具体的・実地的な指導の充実に努めるとともに、現代的な諸課題に対応できる教育内容や指導方法について、学校全体として改善を図っていく。

## 第2章 教育課程

### 1 教育課程編成の基本的な考え方

南多摩地区特別支援学校（仮称）の教育課程は、特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年3月告示）及び東京都立特別支援学校高等部教育課程編成基準・資料に基づき、東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本理念を踏まえ、共生社会の実現に向け生徒の卒業後の自立と社会参加を目指し、必要な力を育成するために、多様な生徒に応じたきめ細かい、社会に開かれた教育課程を編成する。

なお、開校までに特別支援学校高等部学習指導要領が改訂されることから、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）や高等学校学習指導要領の改訂（案）に示された基本的な考え方（平成30年2月）も踏まえ、学科や学年ごとに教育課程を実施することを基本とし、教科別の指導、領域別の指導、各教科等を合わせた指導をバランスよく実施するとともに、高等部卒業後のライフプランを考えることができるよう職業教育、キャリア教育の充実を図る。

### 2 教育課程編成の基本方針

#### (1) 高等部普通科

##### ア 普通学級の教育課程

普通学級では、第1学年は学年を基本としながら、多様な学習集団でもより良い人間関係を築いていける基礎的な力を培う。第2学年から、教育課程の類型化（主として卒業後の家庭生活、社会生活、職業生活などを考慮した「基礎類型（仮称）」、比較的障害の程度が軽い生徒を対象として、発展的な「総合類型（仮称）」）を行い、生徒一人一人の障害の状態や進路希望に応じた教育の充実を図る。

教育課程の実施に当たっては、各教科の指導を通して基礎的な学力の定着、伸長を図るとともに、「作業学習」の充実を努め、就労に必要な知識・技能・態度を培う。「作業学習」では、作業種目を類型に応じて設定し、産業現場等における実習と関連付け、生徒一人一人のニーズに合った課題に取り組む。また、併設する職能開発科、近隣の高等教育機関や企業等との連携を図るなど、地域の社会資源を有効に活用し、望ましい勤労観や職業観の育成、自己の適性の理解など将来の自立と社会参加の基礎が培われるよう指導する。

##### イ 重度・重複学級の教育課程

重度・重複学級では、日常生活の指導や生活単元学習等の指導を通して、基本的な生活習慣の確立を図るとともに、一人一人の可能性の最大限の伸長を図り、地域の福祉施設等での自立と社会参加を目指す。また、高等部入学までの学習の積み重ねを生かし、生徒一人一人の課題に応じた指導に継続して取り組む。

##### ウ 教科指導の充実

地域の特別支援学校小学部・中学部における学習の積み上げを基盤とするとともに、地域の中学校から進学してくる生徒の教科学習のニーズに応えることができるよう、3年間の指導の見通しをもって指導内容の精選と年間指導計画の作成を行い、日常生活や社会生活に生かすことのできる知識・技能等の確実な定着が図られるよう指導する。

##### エ 芸術教育・ものづくり教育の充実

芸術系大学との連携を図り、大学の社会貢献活動に参画したり、部活動等の外部指導員として芸術系大学の学生を活用したりするなどして、芸術教育の充実を図る。

また、例えば、企業等と連携し専門的な知識や技術をもった外部講師を作業学習に招へいするなどして、働き、ものをつくる喜びを味わうことができる学習の充実を図ったり、新たな商品・サービスの開発をしたりするなど、ものづくり教育の充実を図る。

#### オ 各教科等を合わせた指導の充実

「日常生活の指導」や「生活単元学習」で培った知識・技能・態度等を高等部卒業後の「働く生活」に向けてより具体的・実証的な職業能力として高めることができるよう、「作業学習」を中心とした教育課程を編成し、実施する。そのため、総合類型（仮称）では、「日常生活の指導」と「生活単元学習」は実施せず、各教科等や作業学習に重点を置いた教育課程を編成する。

「作業学習」の実施に当たっては、地域の特色を活かした作業種目の選択や学習内容の工夫に努めるとともに、作業工程の分析や補助具の工夫や開発を行い、生徒一人一人が主体的、自主的に学習できる環境の整備を推進する。

その際、併設する職能開発科における指導内容・方法の工夫や学習環境の整備の方法を参考とするなど十分に活用する。

また、作業内容や製品の品質の向上等を図るために、外部専門家を活用する。

#### カ 自立活動の指導の充実

生徒一人一人の特性を踏まえ、教育活動全体を通じて情緒の安定と学習態勢の確立を図る。

また、都教育委員会が独自に開発した自閉症の教育課程における「社会性の学習」など、特別支援学校小学部・中学部における自閉症の児童・生徒に対する指導内容・方法等の成果を踏まえ、高等部においても自閉症の障害特性に応じた教育を推進する。

さらに、作業療法士や言語聴覚士、臨床発達心理士等の外部専門家との連携により、自立活動の指導の充実を図り、各教科等と指導との関連を明確にするとともに、青年期特有の生活指導上の諸課題に対応する等、教育活動全体で取り組む。

特に、重度・重複学級では、自立活動の時間の指導を設定し、個に応じた指導を充実する。

#### キ 道徳教育の充実

道徳の「特別の教科化」において示された「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」資質・能力の育成のために、例えば普通学級において「道徳」の時間を設定するなどして、道徳教育を充実する。

#### ク 学科間・学校間交流の充実

生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、併設する職能開発科と連携し、作業学習や行事等で学科間の交流を図るとともに、近隣の中学校や高等学校等との学校間交流の充実を図る。その際、交流先の教員等にアドバイザーとして参加してもらうなど、交流方法や内容等の工夫に努め、障害のある生徒の理解推進を図る。

### (2) 高等部職能開発科

#### ア 教育課程編成の基本方針

知的障害が軽度から中度の生徒全員の企業就労を目指し、特別支援学校高等部学習指導要領（平成

21年3月告示)及び東京都立特別支援学校高等部教育課程編成基準・資料や「知的障害特別支援学校高等部職能開発科の設置に関する基本的な考え方(平成27年7月)」に基づくとともに、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月告示)や高等学校学習指導要領の改訂(案)に示された基本的な考え方(平成30年2月)も踏まえ、教育課程を編成する。

総授業時数は、各学年とも1,050単位時間とし、授業の1単位時間は50分とする。また、週当たり30単位時間の授業時数を確保し、授業は年間35週行うこととする。

#### イ 職能開発科において開設する各教科等

- (ア) 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語及び情報の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動については、全ての生徒が履修する。
- (イ) 職能開発科においては、知的障害が軽度から中度の生徒の職業能力を開発するため、上記のほか、専門学科において開設する各教科(以下「専門教科」という。)のうち、いずれか1以上履修するものとする。また、専門教科の授業時数は、875単位時間を下らないものとする。

#### ウ 産業現場等における実習に配当する授業時数の確保

職能開発科においては基礎的な職業教育\*を実施し、職業生活に必要な職務を遂行する能力を開発・伸長することを目的に、専門教科の履修においては、地域の企業ニーズに応じて、産業現場等における実習に配当する授業時数を十分に確保するようにする。

\* 職能開発科における基礎的な職業教育とは、知的障害が軽度から中度の生徒を対象に「任された職務を正確に遂行できる能力を育成」するものである。(「知的障害特別支援学校高等部職能開発科の設置に関する基本的な考え方(平成27年7月)」より)

- (ア) 職能開発科においては、職業教育の充実を図る観点から、産業現場等における実習を長期間取り入れるなど、実際の職場における実習の機会を積極的に設ける。
- (イ) 産業現場等における実習は、専門教科に位置付ける。
- (ウ) 産業現場等における実習は、地域や産業界等の方々の理解と協力の下に実施できるよう、実施方法や実施体制を工夫する。

#### エ キャリアガイダンスの時間

安定した職業生活を送るために、学校設定教科「キャリアガイダンスの時間」を設定する。「キャリアガイダンスの時間」は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第130条第2項の規定に基づき、全ての生徒が履修する各教科等の道徳と自立活動を合わせた指導に位置付ける。

#### オ キャリア教育の充実

キャリア教育の全体計画を作成し、全教職員の共通理解の下、生徒一人一人に応じた就労支援を行う。学校設定教科「キャリアガイダンスの時間」や総合的な学習の時間を通して、社会的自立・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に必要な「基礎的・汎用的能力」である人間関係形成・社会形成能力や自己理解・自己管理能力などの向上を図る。

#### カ 普通科との交流

特別活動や総合的な学習に時間等において、必要に応じて普通科との交流の機会を設けるように配慮する。

#### カ 教育課程の構造

- (ア) 基本的な考え方  
生徒全員の企業就労を目指し、第1学年から第3学年までの系統性と発展性のある構造とする。

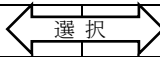
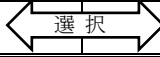


教育課程全体の構造は、就業技術科同様、第1学年を「基礎」、第2学年を「発展」、第3学年を「応用」とする。ただし、これは、就業技術科と同じ指導を実施することを意味するものではない。

(イ) 専門教科の基本的な構造

- ・近年の都立知的障害特別支援学校卒業生の就労現場における担当業務等を踏まえ、専門教科「流通・サービス」に基づく「事務・情報処理」及び「清掃」に関する実習を、全ての生徒に対して3年間継続して実施する。
- ・「事務・情報処理」及び「清掃」に関する実習について、第1学年、第2学年においては、半年にそれぞれ週6単位時間設定し、生徒は「事務・情報処理」及び「清掃」に関する実習を、半年ずつ履修することとする。第3学年では、年間を通じてそれぞれ週4単位時間設定し、生徒は年間を通じて二つの実習を履修することとする。
- ・職能開発科には、「事務・情報処理」及び「清掃」に関する実習の他、専門教科に基づく2コースを設定する。コースの内容は、専門教科に基づいて、「流通事務・サービスコース」と「食品販売コース」を設定する。
- ・上記の2コースについて、第1学年では、生徒自身が能力や適性を自ら把握できるように、半年にそれぞれ週6単位時間設定し、生徒は1年の前半と後半に異なるコースを履修することとする。
- ・第2・3学年では、年間を通じてそれぞれ週6単位時間設定し、生徒は年間を通じて2コースのうちのいずれかのコースを履修することとする。また、生徒が第2・3学年で履修するコースは、原則、同じコースとする。

表1 専門教科の基本的な構造

	学年別「専門教科」の設定時間数				週ごとの履修時間
	「事務・情報処理」に関する実習	「清掃」に関する実習	流通事務・サービスコース	食品販売コース	
第1学年	6単位時間(半年ずつ履修)		6単位時間(半年ずつ履修)		12単位時間
第2学年	6単位時間(半年ずつ履修)		6単位時間	 6単位時間	12単位時間
第3学年	4単位時間	4単位時間	6単位時間	 6単位時間	14単位時間
計	20単位時間		18単位時間		38単位時間

3 各教科等の指導の重点

(1) 高等部普通科

ア 各教科

- ・「国語」では、「聞く・話す」、「読む」及び「書く」について、内容を中学部や中学校での学習を基礎として、社会生活を営む上でのコミュニケーション能力の育成に重点を置き、反復して指導する。重度・重複学級では、「数学」と合科として指導する。
- ・「社会」では、第1学年及び総合類型（仮称）、重度・重複学級では、各教科等を合わせた指導として行う。指導内容は、集団生活と役割・責任、決まり、公共施設、社会的事象、我が国の地理・歴史及び外国の様子から生徒の実態に応じて精選して指導する。

- ・「数学」では、「数と計算」、「量と測定」、「図形・数量関係」及び「実務」について、中学部や中学校での学習を基礎として、生活において活用することを前提として適切な指導内容を精選して高等部3年間に系統的、発展的な指導ができるようにする。特に、「実務」における金銭や時計等の指導内容については、情報機器や表、グラフ等を用いて実践的に指導する。
- ・「理科」では、第1学年及び総合類型（仮称）、重度・重複学級では、各教科等を合わせた指導として行う。指導内容は、「人体」、「生物」、「事物や機械」及び「自然」の中から、生徒の実態に応じて精選して指導する。
- ・「音楽」では、「鑑賞」、「身体表現」、「器楽」及び「歌唱」の学習内容を通じて、中学部や中学校での経験を基礎に音楽に関する意欲を深め、生活を明るく楽しいものにするよう指導する。鑑賞では、多様な音楽に触れられるようにし、日本の伝統・文化に関連して、邦楽の楽器等に親しむ内容も指導する。
- ・「美術」では、「表現」、「材料・用具」及び「鑑賞」の学習内容において、中学部及び中学校の指導内容を踏まえ、指導内容を精選し主体的な造形活動が一層深められ、生涯にわたって自らが楽しめるように指導する。また、日本の伝統・文化に関連して、伝統工芸品に触れる内容も指導する。
- ・「保健体育」では、「いろいろな運動」、「きまり」及び「保健」の学習内容を通して、中学部及び中学校での指導を基礎に、生徒の運動能力の差を考慮して、各種の運動やスポーツを指導する。また、体験した運動やスポーツを卒業後も参加したり観戦したりすることで、余暇の活用につながることに配慮する。
- ・「職業」では、「働くことの意義」、「道具・機械等の取扱いや安全・衛生」、「役割」、「職業に関する知識」、「産業現場等における実習」、「健康管理・余暇」及び「機械・情報機器」の指導内容から作業学習での指導内容と関連させて基礎的な内容を中心に指導する。高等部3年間の指導内容表を作成し、他の教科や領域及び産業現場等における実習と関連付けて計画的に実施する。
- ・「家庭」では、「家庭の役割」、「消費と余暇」、「道具・器具等の取扱いや安全・衛生」、「家庭生活に関する事項」及び「保育・家庭看護」の内容から、高等部卒業後の自立と社会参加を踏まえ、日常生活の中で活かせることに重点を置き、内容を精選して指導する。
- ・「外国語」では、英語で「会話」、「読む・書く」及び「語や句、文の意味」の内容から外国語（英語）を使おうとする意欲や日常生活の中で生かすことができる内容を精選して指導する。
- ・「情報」では、「情報やコンピュータ等の情報機器の役割」、「機器の操作」、「ソフトウェアの操作と活用」、「通信」及び「情報の取扱い」の内容から、機器の操作に関する内容だけでなく、情報の取扱いに関するきまりやマナーを理解できるように指導する。

## イ 道徳

- ・「自分自身」、「他の人との関わり」、「自然や崇高なものとの関わり」及び「集団と社会との関わり」から、青年期の特性を考慮して健全な社会生活を営むために必要な内容を適切に指導する。

## ウ 総合的な学習の時間

- ・各教科や生活単元学習等で学んだ知識や技能を活用した探究的な活動の充実を図るため、自然活動やボランティア活動等社会体験活動や近隣の中学校等との交流及び共同学習を通して他者と協

同して問題を解決できるような体験的な活動を重視する。

- ・学習活動については、例えば、国際理解、環境、福祉などの横断的・総合的な課題に関する内容を設定する。

## エ 特別活動

- ・ホームルーム活動では、生徒の基礎的な集団として、個性の伸長を図るとともに、主体的に取り組む態度を育成するよう指導する。
- ・生徒会活動を通して、高等部の生徒が望ましい人間関係を形成し、集団の一員として協力して活動に参加できる力を育成する。
- ・宿泊を伴う学校行事については、望ましい人間関係を形成し集団への所属感や連帯感を深め、集団生活の在り方や公衆道徳について望ましい体験を積ませるため、例えば第1学年に移動教室、第2学年に修学旅行を実施するなど、計画的に実施する。

## オ 自立活動

- ・「自立活動」の全体計画を作成し、生徒一人一人の障害の状態や発達段階の把握により課題を明らかにして、生徒が主体的に取り組める内容を指導する。特に、高等部卒業後の自立と社会参加を視野に入れ、コミュニケーション能力の育成を中心的に取り扱い、個に応じたコミュニケーション手段を活用できるようにする。
- ・「自立活動」の指導は、各教科及び領域と関連させて指導するとともに教育活動全体で取り扱うものとする。また、重度・重複学級では、「自立活動」の時間の指導を設定する。

## カ 各教科等を合わせた指導

- ・「日常生活の指導」では、中学部及び中学校での指導内容を基礎に、生徒の日常生活がより充実し高まるように指導する。そのため、日常生活の自然な流れに沿って实际的で必然性のある状況で指導する。卒業後の自立と社会参加を視野に入れ、挨拶、返事、報告や言葉遣いなどにより重点を置き、反復して指導する。
- ・「生活単元学習」では、地域の資源を活用した特色ある単元づくりに努め、将来の自立と社会参加を視野に入れた多様な経験ができるように計画する。
- ・「作業学習」では、第1学年では作業の基礎・基本を身に付けるため、物づくりを中心とした作業種目について期間を設定して数種類体験する。第2学年からは、普通学級では教育課程の類型化を活かした作業種目を設定し、年間を通じて同じ作業班で学習することで、作業の習熟を図り達成感を体験できるように工夫する。また、産業現場における実習での課題を作業学習の中で取り組めるように作業学習での指導内容を見直すとともに、地域での作業学習を実施する機会を計画的に設定し、実際の場面での作業が取り組めるように工夫する。

## (2) 高等部職能開発科

### ア 各教科（普通教科）

#### (7) 国語

- ・社会生活や職業生活に必要な「聞く・話す」、「読む」、「書く」の各観点について、場面や状況などを踏まえて適切に活用できる知識・技能の育成を図る。
- ・円滑な対人関係を形成するためのコミュニケーションに必要な国語の理解を高め、適切に活用

できる能力の育成を図る。

- ・読書活動等を通じて、社会生活に必要な基礎的教養を培う。また、発表・討論活動等を取り入れ、生徒の言語活動の充実を図る。

(イ) 社会

- ・我が国の歴史や地理、政治・経済、文化等に関する基礎的事項の理解を深め、社会生活に必要な基礎的教養を培う。
- ・新聞、テレビ・ラジオ放送、情報通信ネットワークなどから得られる適切な情報を教材として取り上げ、社会の出来事に興味や関心をもつ態度を養う。
- ・企業就労に向けて、生産、流通、販売、消費などの経済活動に関する基礎的な知識の育成を図る。

(ロ) 数学

- ・「数と計算」、「量と測定」、「図形・数量関係」及び「実務」の各観点について、実際の生活や具体的な活動を通して直接的に数量を扱う経験を広げ、社会生活や職業生活に必要な知識・技能の育成を図る。
- ・特に、「実務」の観点を重視し、金銭、時刻・時間、暦など、職業生活に関係の深い基礎的知識・技能の育成と確実な定着を図る。

(エ) 理科

- ・日常生活に関係の深い自然の仕組みや働き、事物や事象に目を向け、自然や生命を大切にしたり、科学的に物事を考えたりする態度を養う。
- ・「人体」、「生物」、「事物や機械」及び「自然」の各観点について、体験を重視した具体的な学習活動を設定することにより、日常生活に関係の深い理科の内容への興味・関心の育成や、基礎的な知識・技能の定着を図る。

(オ) 音楽

- ・魅力的な教材の選択や段階的な技能指導を工夫することにより、音楽活動への意欲を育てるよう指導する。
- ・「鑑賞」、「身体表現」、「器楽」及び「歌唱」の学習を通じて、生徒が音楽を自分なりに活用し、生涯を通じて音楽に親しむ態度を育成する。
- ・他の教科等との関連を図り、音楽を様々な学習活動に取り入れることにより、自分の好きな音楽を取捨選択して余暇活動に生かしていける力を養う。

(カ) 美術

- ・経験、想像、工夫などを重視した造形活動によって自己表現を豊かにし、豊かな感性を養う。
- ・「表現」、「材料・用具」、「鑑賞」の学習を通じて、創造的な造形活動を行う知識・技能・感性を育てるよう指導する。

(キ) 保健体育

- ・社会的自立に必要な体力や、積極的に技能の向上に取り組む意欲や態度を育てるよう指導する。
- ・健康かつ安全で自律的な生活を営む習慣形成につながる行動様式の獲得を図る。
- ・様々な運動を経験することによりスポーツ体験を拡充し、生涯にわたってスポーツに親しむ意

欲や態度を育てるよう指導する。

- ・社会生活への適応を図るため、生徒の身体的成熟や心理的発達を踏まえた「性に関する指導」の充実を図る。

#### (ク) 職業

- ・自己の適性に合った適切な進路を選択する能力や態度を育むことができるよう、自己理解に関する学習を重視する。
- ・生産活動の社会的意義や職場の組織、労働時間と賃金、保険・休暇制度など、職業生活に必要な実地的な知識の習得を図る。

#### (ケ) 家庭

- ・被服、食物、住居などに関する具体的な活動を通して、日常生活や家庭生活を営むために必要な基礎的知識・技能の習得を図る。
- ・学校と家庭とが連携した指導により、楽しい家庭づくりのために自分の役割を果たす態度と習慣を育てるよう指導する。

#### (コ) 外国語（英語）

- ・家庭生活や社会生活で多く使われる単語や会話文等に親しみ、英語に対する興味・関心を育む。
- ・簡単な英語でコミュニケーションを図る基礎的な能力や態度を育てるよう指導する。
- ・安全かつ確実に仕事を行うことができるよう、職業生活を営む上で必要な英語表記に関する理解を深める。

#### (カ) 情報

- ・コンピュータ等を利用した実習を通じて、情報機器の基本的操作に関する知識・技能の習得を図る。
- ・情報の取扱いに関する決まりやマナーへの理解を深め、実践的な態度を身に付けることができるようにする。
- ・教科「職業」及び専門教科の指導内容との関連付けを図るとともに、様々な技能検定や資格の取得を促進するなど、職業生活に必要な知識・技能の定着を図る。

### イ 専門教科

知的障害が軽度から中度の生徒全員の企業就労を目指して、社会生活や職業生活に必要な一般的な知識・技能及び態度の育成を図るために設定する「流通事務・サービスコース」と「食品販売コース」に基づいて、以下の専門教科を設定する。

なお、指導内容・方法の充実のために、外部人材などを積極的に活用する。

#### (7) 家政

- ・実習を通じて、衣食住に関連する仕事に関係が深い知識・技能の習得を図る。
- ・「被服の製作」、「クリーニング」、「手芸」、「調理・製菓・食品」、「住居の管理」、「インテリア」などの分野から選択し、必要な知識・技能の習得を図るとともに、実際に活用できるようにする。
- ・生徒が、実習を通じて社会の仕組みを学び、社会的有用感や社会とのつながりを実感できるよう、製品は社会生活で有用に活用されるよう十分考慮する。

#### (イ) 流通・サービス

- ・実習を通じて、流通・サービス産業に関連する仕事に関係が深い知識・技能の習得を図る。
- ・「商品管理」、「販売」、「清掃」、「事務」などの分野から選択し、必要な知識・技能の習得を図るとともに、実際に活用できるようにする。
- ・「事務・情報処理」及び「清掃」に関する分野は、全ての学校で第1学年から第3学年まで継続的に実施し、就労に必要な基礎的知識・技能の習得を図る。
- ・生徒が実習を通じて社会の仕組みを学び、社会的有用感や社会とのつながりを実感できるよう、実習内容（提供するサービス等）が社会生活で有用に活用されるよう十分考慮する。

#### ウ 産業現場等における実習

産業現場等における実習は、各専門教科に位置付けて実施する。職能開発科の対象となる生徒は就業技術科で学ぶ生徒に比べて、より实际的・具体的な学習が必要であることから、生徒全員の企業就労に向けて、第1学年から産業現場等における実習の充実を図る。

産業現場等における実習の実施に当たっては、地域の企業や商店等と緊密な協力体制を構築し、学校と地域が一体となって教育内容・方法の充実を図ることができるようにする。

実習先の選定・確保に当たっては、普通科と十分かつ緊密な連携・調整を図り、地域とのつながりを大切にする。

#### エ キャリアガイダンスの時間

生徒一人一人の自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識・技能を身に付け、主体的に進路を選択する能力や態度を育てるよう指導する。

外部人材などを活用し、校内において、例えば、職場での上司や同僚との報告・相談・連絡を行う場面や電話応対する場面などを想定したロールプレイングなど、模擬的に職場体験などを行うことを通して、自分の仕事や立場に対する理解を促し、就労現場における円滑な人間関係を構築するために必要な能力や態度を育てるよう指導する。

#### オ 特別活動

##### (ア) ホームルーム活動

- ・1単位時間を50分とし、年間35単位時間以上を確保する。
- ・学級生活における様々な課題の解決に向けた活動を通じて、学校生活への適応や好ましい人間関係の形成、健全な生活態度の育成などを図る。

##### (イ) 生徒会活動

- ・委員会活動などを通じて、学校生活における様々な課題を自主的に解決していく姿勢や態度を育てるとともに、主権者としての自覚を促す。

##### (ウ) 学校行事

- ・体育祭や文化祭等の行事や、近隣の高等学校等との交流などを通じて経験の拡充を図り、社会性や豊かな人間性を育む。
- ・通常の避難訓練や一泊二日の宿泊防災訓練等を通じて、生徒の防災意識を高める指導を行う。

#### カ 総合的な学習の時間

自然体験活動や社会体験活動、調査・研究活動、発表・討論活動などの充実を図り、各教科やキ

キャリアガイダンスにおいて学んだ知識・技能を実生活に役立てることができる能力や態度を育てるよう指導する。

学習活動に応じて近隣の高等学校等の生徒などと交流及び共同学習を行うように配慮する。

#### 4 教育課程編成・実施上の留意事項

- ・教育活動全体を通じて、生徒の人権を尊重した指導を行う。
- ・「個別指導計画」の作成・実施・評価による、個に応じた指導を徹底する。
- ・保護者との十分な連携の下、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」、「個別指導計画」、「個別移行支援計画」の内容の充実を図り、個に応じた適切な指導と必要な支援を実現する。
- ・生徒の言語活動が適正に行われるよう、学校生活全体における言語環境を十分に整える。
- ・特別活動（ホームルーム活動）をはじめ、教育活動全般を通じて積極的な集団活動が行われるように配慮し、集団への帰属・参画意識を喚起するとともに、集団参加に必要な知識・技能、態度等の育成を図る。

#### 5 生活指導及び進路指導の重点

##### (1) 生活指導

##### ア 健全育成の推進

- ・教育活動全般を通じて、生徒の豊かな心を育て、自己肯定感を高める指導の充実を図る。
- ・学科間交流や部活動・生徒会などを通じて、様々な人と関わりをもつことで理解推進を図り、生活指導面における規範意識を育成する。
- ・「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」を活用して、学校、保護者、地域・社会と関係機関との連携により、生徒の健全育成を推進し、問題行動等の未然防止、早期解決に努める。
- ・生徒一人一人の言動や行動の些細な変化を見逃すことなく、全教職員の共通理解の下、心理の専門家とも連携を図りながら、生徒一人一人の不安や悩みに寄り添った生活指導を行う。
- ・学校、家庭、関係機関の連携を強化し、問題行動等の未然防止・早期解決を図る。
- ・「いじめのない学校づくり」に向けて、自己や他者の生命や人権の尊重に関する指導を徹底する。
- ・警察等の関係機関と連携しセーフティ教室を実施し、生徒の非行防止、犯罪被害防止等の学習を行う。
- ・総合的な学習の時間、特別活動、関連する教科等で社会に貢献する活動を推進する。
- ・生徒の健全育成や余暇活動の充実等のために、部活動の振興を図る。

##### イ 普通科における生活指導の充実

- ・社会参加の可能性を広げるために、基本的な生活習慣や技能を育てる指導の充実を図る。
- ・通学路の安全マップの作成等を踏まえ、一人通学に向けた段階的な指導を家庭と協力して行い、原則的に一人通学を目指す。また、地域の警察等の関係機関と連携して、交通安全教室を実施する。

##### ウ 職能開発科における生活指導の充実

- ・企業就労に向けて、基本的な生活習慣の確立や社会生活における役割の理解と自己の行動に対する責任感の育成とに重点を置いた生活指導を行う。

- ・災害や事故の発生に備えて「ヘルプカード」の活用に関する指導を徹底するなど、生徒自らが危険を予測して回避することのできる知識・技能の習得を図る。
- ・自然災害等を想定した実際的な避難訓練を実施し、発達段階に応じて危険を予測し回避する力や協力して自己及び他者の安全を守る態度を育成する。
- ・情報端末等の適切な指導方法について、関係機関や家庭と連携し、適切な個人情報の取扱いを具体的に指導し、犯罪被害防止に努める。

## (2) 進路指導

生徒一人一人の希望や適性等を踏まえた進路指導の改善・充実を図り、医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携により作成する個別移行支援計画を活用し、支援会議等を通じて、生徒一人一人に応じた支援内容や方法を、詳細かつ確実に進路先に引き継ぐ取組を推進する。

- ・就労後の職場定着に向けた進路指導（追指導）を3年間実施する。

### ア 普通科における進路指導の充実

望ましい勤労観・職業観を育てる指導の充実を図る。

- ・キャリア教育の一環として、特別支援学校小・中学部や小・中学校で培った基本的なマナーやルールの指導を踏まえ、高等部では、高等部卒業後の地域での自立と社会参加を目標に、個に応じて具体的に指導する。
- ・「進路相談」、「産業現場等における実習」、「作業学習」を進路指導の柱として、進路指導担当教員と担任が保護者と連携し、生徒及び保護者の希望に基づく進路指導を行う。
- ・インターンシップ（短期就業体験）を例えば第1学年に1回、第2学年に1回程度実施するなどし、産業現場等における実習（現場実習）は、第2学年及び第3学年で実施する。本人と保護者の希望を基に高等部3年間における短期就業体験と現場実習を段階的、計画的に実施する。

### イ 職能開発科における進路指導の充実

- ・キャリア教育を充実させることにより、生徒自らが在り方生き方について考え、将来の夢や希望を抱き、その実現を目指して、自らの意志と責任で自己の進路を選択・決定する能力や態度を育てるよう指導する。
- ・企業や労働機関等と連携して「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」や「個別移行支援計画」を作成し、生徒一人一人に応じた丁寧な就労支援を行う。



## 6 高等部普通科の作業学習の展開

障害の状態が様々な児童・生徒が、卒業後地域において個に応じた自立と社会参加、社会貢献ができるように、これまでの学習の積み上げを土台として、高等部の「作業学習」において、作業種目を類型に応じて設定し、地域の福祉施設といった産業現場等における実習と連携を図り、生徒一人一人のニーズに合った課題に取り組むとともに、職能開発科との連携も充実させ、就労に必要な知識・技能・態度の育成を図る。

### ア 普通科各学年の作業種目構成例

第1学年は、普通学級と重度・重複学級ごとに作業種目を設定する。第2・3学年は、類型ごとに作業種目を設定する。作業学習を計画するに当たっては、障害の程度が中・重度の生徒の障害特性を考慮し、作業環境を整えたり、工程分析を行ったりするなど生徒が見通しをもって主体的に作業に取り組むことができるような工夫を実施する。

#### 第1学年での作業学習

第1学年は、働く意欲や態度、集団の中での役割や基礎的な技能を身に付けることに重点を置く。また、普通学級においては、生徒の作業種目への適性を把握するため、普通学級で行う作業種目を前期に体験できるようにローテーションで取り組む。

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| ①清掃班…校内の清掃作業        | ④製造班…紙工・木工・革工・陶芸の製造 |
| ②洗濯班…校内でのクリーニングサービス | ⑤農園芸班…農園芸品の栽培・育成維持  |
| ③食品加工班…手作り食品の製造販売   | ⑥事務班…PC入力業務、印刷      |

#### 第2・3学年での作業学習

普通学級では、「製造部」「サービス部」を置き、それぞれの部で作業班を編成する。作業学習を通して、就労に必要な知識・技能・態度の育成を図る。  
重度・重複学級は、製造部を中心に作業学習を行う。

製  
造  
部

##### 農園芸製造班

- ・農園芸品の栽培・育成維持

##### 製造班（木工）（紙工）（革工）（陶芸）

- ・コースター、はがき、革細工、陶芸製品の製造

##### 食品加工班

- ・焼き菓子等の製造

サ  
ー  
ビ  
ス  
部

##### 環境サービス班

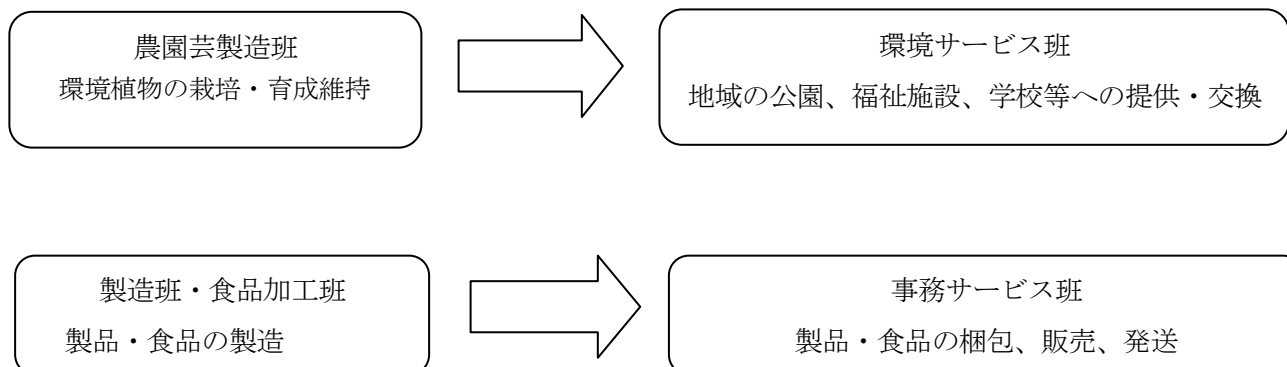
- ・近隣の公園や公共施設での清掃、地域の学校や公共施設への環境植物の提供と交換

##### 事務サービス班

- ・PC入力業務、ファイリング、シュレッダー、地域の図書館の蔵書の仕分け、製造部の作成した製品・食品の梱包、販売、発送、行事等における来客対応

イ 生産から販売への流れを総合的に体験する作業学習の展開例

製造部で作成した物品を、サービス部が活用し、販売等を行う。



ウ 地域の資源を活用した作業学習の例

作業班名	主な内容
製造班	地域企業の助言・協力を得た製品開発（水耕栽培など）
環境サービス班	地域の福祉施設や学校・大学等における清掃作業の実施 地域の公園、福祉施設や商業施設における環境植物の提供・交換
事務サービス班	地域の福祉施設や学校・大学等からの仕事の受注（印刷物・ちらし、名刺など） 地域の福祉施設や学校・大学等におけるPC入力業務、ファイリング、シュレツダー等の事務作業の実施 地域の図書館等における蔵書の仕分け 地域の福祉施設や学校・大学等における製造部の作成した製品・食品等の販売 職能開発科の喫茶室と連携した物品の販売 普通科の作業製品・食品等を学校内のスペースなどを使用した展示や販売

※ 本基本計画は、平成30年3月現在のものであり、今後の特別支援学校高等部学習指導要領の改訂により、内容等が変更される場合がある。

7 年間総授業時数（例）

高等部普通科

【普通学級：総合類型（仮称）】

	各教科											道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語	情報					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	
1年	70	17.5	70	17.5	35	70	105	35	70	35	35	35	35	35	35	105	70	210	1050
2年	70	35	70	35	35	70	70	35	70	35	35	35	35	35	35			385	1050
3年	70	35	70	35	35	70	70	35	70	35	35	35	35	35	35			385	1050

【普通学級：基礎類型（仮称）】

	各教科											道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語	情報					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	
1年	70	17.5	70	17.5	35	70	105	35	70	35	35	35	35	35	35	105	70	210	1050
2年	70	35	70	35	35	70	70	35	70	35	35	35	35	35	35	105	70	210	1050
3年	70	35	70	35	35	70	70	35	70	35	35	35	35	35	35	105	70	210	1050

【重度・重複学級】

	各教科											道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			総授業時数	
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語	情報					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習		
1年	105		70		70	70	105							35	35	70	140	140	210	1050
2年	105		105		70	70	70							35	35	70	140	140	210	1050
3年	105		105		70	70	70							35	35	70	140	140	210	1050

高等部職能開発科

【職能開発科：流通事務・サービスコース】

	各教科											専門教科				道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語	情報	家政	農業	工業	流通・サービス					福祉	日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	
1年	70	17.5	70	17.5	35	35	105	35	70	35	35	210			210		35	35				35	1050	
2年	70	17.5	70	17.5	35	35	105	35	70	35	35			420		35	35				35	1050		
3年	70	17.5	70	17.5	35	35	70	35	35	35	35			490		35	35				35	1050		

【職能開発科：食品販売コース】

	各教科											専門教科				道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語	情報	家政	農業	工業	流通・サービス					福祉	日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	
1年	70	17.5	70	17.5	35	35	105	35	70	35	35	210			210		35	35				35	1050	
2年	70	17.5	70	17.5	35	35	105	35	70	35	35	420					35	35				35	1050	
3年	70	17.5	70	17.5	35	35	70	35	35	35	35	490					35	35				35	1050	

## 8 職能開発科 週当たりの授業時間数、週時程の例

週当たりの授業時間数

	第1学年	第2学年	第3学年	合計
国語	2	2	2	6
社会	1	1	1	3
数学	2	2	2	6
理科	1	1	1	3
音楽	1	1	1	3
美術	1	1	1	3
保健体育	3	3	2	8
職業	1	1	1	3
家庭	2	2	1	5
外国語	1	1	1	3
情報	1	1	1	3
専門教科	12	12	14	38
特別活動	1	1	1	3
キャリアガイダンスの時間	1	1	1	3
合計	30	30	30	90

週時程(例) 第1学年

	月	火	水	木	金	
8:35	登校					
8:45	ホームルーム					
8:50	1	音楽	専門教科 (コース)	理科	国語	事務・ 清掃 処理
9:40	2	数学		外国語	職業	
10:35	3	社会		キャリアガイ ダンス の時間	家庭	
11:30	4	国語		数学	家庭	
12:25	給食					
13:00	昼休み					
13:20	5	保健体育	(専門教科 (コース))	情報	保健体育	事務・ 清掃 処理
14:10	6	美術		特別活動	保健体育	
15:05	ホームルーム					
15:30	下校・部活動					

週時程(例) 第2学年

	月	火	水	木	金	
8:35	登校					
8:45	ホームルーム					
8:50	1	美術	事務・ 清掃 処理	保健体育	専門教科 (コース)	キャリアガイ ダンス の時間
9:40	2	国語		数学		社会
10:35	3	数学		家庭		職業
11:30	4	音楽		家庭		外国語
12:25	給食					
13:00	昼休み					
13:20	5	理科	事務・ 清掃 処理	国語	(専門教科 (コース))	保健体育
14:10	6	情報		特別活動		保健体育
15:05	ホームルーム					
15:30	下校・部活動					

週時程(例) 第3学年

	月	火	水	木	金	
8:35	登校					
8:45	ホームルーム					
8:50	1	理科	キャリアガイ ダンス の時間	事務・ 清掃 処理	事務・ 清掃 処理	専門教科 (コース)
9:40	2	社会	外国語			
10:35	3	国語	職業			
11:30	4	美術	家庭			
12:25	給食					
13:00	昼休み					
13:20	5	音楽	保健体育	数学	情報	(専門教科 (コース))
14:10	6	数学	保健体育	特別活動	国語	
15:05	ホームルーム					
15:30	下校・部活動					

### 第3章 地域に根ざした特別支援教育の充実

地域のエリアネットワークを構成する特別支援学校と連携して特別支援教育のセンター的機能を発揮し、地域との連携の中で、共生社会の実現に向けた理解啓発を推進し、児童・生徒の社会参加を促進するため、以下のような取組を行っていく。

- (1) 幼保・小・中・高等学校の特別支援教育推進のために、センター的機能を発揮する。
- (2) 通学区域内の知的障害教育特別支援学校小・中学部との連続性や南大沢学園高等部就業技術科との連携など、関係する特別支援学校のノウハウを活用した職能開発科及び普通科の職業教育を充実する。
- (3) 地域との連携による進路指導の充実及び切れ目ない支援体制を構築し、地域の特別支援教育を推進する。
- (4) 特別支援教育の理解啓発を図るため、地域住民や就労・教育関係者をはじめ一般の人々に、教育活動の内容を積極的に発信する。
- (5) 地域資源を最大限に活用した体験型学習の推進及び地域への貢献を果たす。

## 第4章 施設・設備の整備

### 1 施設・設備の整備の考え方

南多摩地区特別支援学校（仮称）の施設・設備の整備については、第1章から第3章までに掲げる教育の実現に向け、生徒の安全・安心の確保、教育内容への適切な対応という観点を踏まえて、必要となる施設・設備を着実に整備する。

### 2 施設の概要

#### (1) 学校への交通

京王相模原線 多摩境駅下車 徒歩 約17分

#### (2) 面積

敷地面積 14,718.27㎡

### 3 基本方針

教育課程、施設整備等の条件を踏まえ、知的障害教育部門高等部普通科及び高等部職能開発科の教育に必要な施設を整備する。

### 4 施設の基本計画

施設の整備については、次にその一覧を示す。

施設・整備の設計については、今後、基本設計において具体的に検討する。

5 施設一覧（例示）

分野	室名	室数	備考
管理諸室	校長室	1	
	職員室	1	
	経営企画室	1	
	書庫	1	
	会議室	1	
	保健室	1	
	用務主事室	1	
	印刷・放送室	1	
	教材室	4	
	更衣室（教職員）	4	男2、女2
	休養室	2	男1、女1
	保護者控室	1	
	運転手控室	1	
	教材開発室	1	
	OA機器室	1	
	倉庫	1	
	進路指導室	1	
	教育相談室	1	
	行動観察室	1	
	理解推進室	1	
共用部門	食堂	1	
	厨房	1	休憩室含む
	倉庫	1	
	体育倉庫	1	
	開放用トイレ	2	男1、女1
	開放用倉庫	1	
普通教室	普通教室	33	
特別教室	音楽室	1	
	図工室	0	
	美術室	1	
	家庭科室（被服）	1	
	調理室	1	
	理科室	1	

分野	室名	室数	備考(標準など)
特別教室	図書室	1	
	視聴覚室	1	
	技術科室	1	
	陶芸室	1	
	社会科室	1	
	外国語室	1	
	パソコン室	1	
	実習室	10	
特別活動	生徒会室	1	
	更衣室	2	
自立活動部門	多目的室	3	
	生活訓練室	1	
	言語訓練室	1	
体育部門	体育館	1	ステージ、付属室含む
	プール	1	機械室、付属室含む
計		99	



## 参 考 资 料

## 南多摩地区特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会設置要綱

（設置）

第1 南多摩地区特別支援学校（仮称）の基本計画について検討するため、東京都教育委員会に南多摩地区特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2 委員会は、南多摩地区特別支援学校（仮称）の教育課程、施設設備及びその他検討を要することについて検討する。

（構成）

第3 委員会は、東京都教育庁（以下「教育庁」という。）関係者、東京都立特別支援学校（以下「学校」という。）関係者等のうちから、東京都教育委員会教育長が任命又は委嘱する者をもって構成する。

なお、教育庁関係者及び学校関係者の委員は、別紙委員名簿の職にある者をもって充てる。

（委員長等）

第4 委員会に委員長を置き、教育庁特別支援教育推進担当部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰し、会務を総括する。

3 委員会に副委員長を置き、教育庁都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長の職にあるものをもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時は、その職務を代理する。

（設置期間）

第5 委員会の設置期間は、設置された日から平成30年3月31日までとする。

（意見聴取）

第6 委員会は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取することができる。

（会議及び会議記録）

第7 委員会の会議は原則として非公開とする。ただし、委員会の会議要旨と会議資料については、原則として公開するものとする。

（庶務）

第8 委員会の庶務は、都立学校教育部特別支援教育課及び指導部特別支援教育指導課が担当する。

（その他）

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月26日から施行する。

南多摩地区特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会 委員名簿

	氏 名	現 職	備 考
保護者代表	清水美登里	都立多摩桜の丘学園関係者	P T A会長
	座間 弘子	都立町田の丘学園校関係者	P T A会長
学校関係者	山本 優	都立多摩桜の丘学園校長	
	村野 一臣	都立町田の丘学園校長	
	茂木 裕之	都立南大沢学園校長	
教 育 庁	浅野 直樹	特別支援教育推進担当部長	(委員 長)
	川名 洋次	都立学校教育部特別支援教育課長	
	布施 竜一	都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長	(副委員長)
	島添 聡	都立学校教育部主任指導主事(特別支援教育推進担当)	
	深谷 純一	都立学校教育部特別支援教育課統括指導主事	
	長谷 克己	都立学校教育部学校経営指導担当課長	
	鈴木 友幸	都立学校教育部施設調整担当課長	
	伏見 明	指導部特別支援教育指導課長	
	緒方 直彦	指導部主任指導主事（特別支援教育担当）	
	泉田 巧人	指導部特別支援教育指導課統括指導主事	
	西山公美子	総務部企画担当課長	
	加倉井祐介	人事部人事計画課長	

(事務局)

教育庁	布施 竜一	都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長	委員兼務
	浅沼 辰徳	都立学校教育部特別支援教育課課長代理（特別支援教育企画担当）	
	石田 真輝	都立学校教育部特別支援教育課管理担当	
	濱辺 清	都立学校教育部特別支援教育課指導主事	